

# Weekly Report

第546日号  
令和2年3月16日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 新型コロナウイルスに伴う追加の資金繰り対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急対応策（第2弾）が発表されました。中小企業の資金繰りに関する主な対策は以下のとおりです。

◎危機関連保証の実施（保証協会）……実施されているセーフティーネット保証4号（全都道府県を対象地域として別枠で100%）・5号（指定業種に別枠で80%保証）とは、さらに別枠で借入の100%を保証する制度を実施します。最近1ヵ月の売上高が前年同月比15%以上減少している中小企業者（全国・全業種）が対象です。

◎セーフティーネット保証5号の追加指定……316業種を追加指定し、508業種が対象となります。

◎新型コロナウイルス感染症特別貸付の創設（日本公庫等）……最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者（フリーランスを含む）に対する特別貸付を実施します（当初3年間は金利を0.9%引下げ）。さらに同貸付を行った事業者のうち、要件

を満たす場合は利子補給により、当初3年間で実質無利子となる予定です。

◎マル経融資の拡充（日本公庫等）……商工会議所等の経営指導を受けている事業者等が対象となる小規模事業者経営改善資金融資（マル経）について、最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者は、別枠1千万円の範囲内で当初3年間、金利を0.9%引下げます。

◎雇用調整助成金の特例の拡充……新型コロナウイルスの影響を受けうる事業主が対象となる雇用調整助成金の特例について、①雇用保険被保険者期間が6ヵ月未満の労働者も助成対象、②過去に受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。

## 確定申告期限の延長に伴う振替納税について

新型コロナウイルスの感染防止のため、令和元年分の所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月16日（木）まで延長されています（国外財産調書や財産債務調書などの提出期限も同日まで延長）。

これに伴い、所得税及び個人事業者の消費税について振替納税を利用している方の振替日も延長となり、所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）となります。

なお、新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することができない場合、一定の要件を満たす方は税務署に申請することで、原則として1年以内の期間に限り猶予が認められます。

## 4月から免税店における販売手続を電子化

外国人旅行者等に対して通常生活の用に供される物品を一定の方法で販売する場合に消費税を免除して販売できる免税店（輸出物品販売場）において、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、来月から電子化されることとなります。

この改正は、免税店を経営する全ての事業者の方が対応する必要がありますが、経過措置により、令和3年（2021年）9月30日までは、従来の書面による免税販売手続が可能です。